

安八町告示第51号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成29年5月11日付で提出されました住民監査請求書 [安八町職員措置請求書 (以下「請求書」という。)] について、地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表します。

平成29年 6月28日

安八町監査委員 清 伸二  
安八町監査委員 安井 忠

記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

平成29年 5月11日

3 請求の趣旨

請求人から提出された住民監査請求書 [安八町職員措置請求書] の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。

なお、請求の趣旨については原文のまま記載するが、平成29年5月26日付安総第41号安八町職員措置請求受理通知書中「一部却下すべき事項」は除く。

監査委員は安八町長に対し、平成28年5月25日に支給された の消防団退職報奨金 ( ) を返還させる為に必要な措置を講ずるように勧告するよう求める。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

- ① H26 消防団幹部経理簿
- ② 平成28年8月29日 本部会計精査議員報告会 (進行要領)
- ③ 朝日新聞デジタル 2013年8月19日 12時49分

- ④ 2016年6月24日(金) 中日新聞
- ⑤ 2016年6月28日(火) 中日新聞訂正
- ⑥ 2017. 5. 1 広報あんばち第656号

## 第2 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成29年5月11日付で受理した。

ただし、平成29年5月26日付安総第41号安八町職員措置請求受理通知書中「一部却下すべき事項」は除く。

## 第3 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成29年6月5日、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は概ね次のような主旨の陳述をした。

- (1) 平成29年5月26日付 安総第41号 安八町職員措置請求受理通知書に記載されている一部却下すべき事項並びに理由で、当該行為が行われた日から請求日までが1年以上経過しており、且つ当該行為が行われた日が特定できないことが記載されている。

私自身が飲酒運転の事実を知ったのが平成28年6月27日である。

地方自治法第242条第2項ただし書きに規定する正当な理由とは、監査請求について客観的な障害がある場合、すなわち当該行為が秘密裡に行われていた場合や天災地変等があった場合、個人的、主観的事情は含まれないとされている。

私自身、退職報奨金が支払われていたことは知っていたが、飲酒運転の事実を知ったのが平成28年6月27日時点で知り得たことなので、こちらについては■■■■と■■■■も含まれるのではないかと主張する。

- (2) 飲酒運転の事実が分かっているにも関わらず退職報奨金が支払われたという事実について、安八町非常勤消防団に係る退職報奨金の支給に係る条例第5条(5)に■■■■が抵触していることを主張する。
- (3) 退職後に■■■■と■■■■、■■■■の懲戒免職事由が発覚したと仮定しても、在職中に懲戒免職事由に該当し、匹敵する非違行為があり、かつその背信性が特に重大である場合は安八町に対する退職報奨金請求は権利の濫用にあたるとして、既に支払い済みの退職報奨金の返還請求が求められる余地があると考えている。
- (4) もともと支払われた退職報奨金は、法律上原因の無い不当利得(民法第703条、第704条)として、不当利得返還請求権が行使されなければならない。

なお、この請求権は10年で消滅すると民法第167条第1項でも定められている。

- (5) 補足だが、平成28年6月27日というのは、岡田元参事と坂総務課長と■■■■と■■■■と■■■■で役場へ訪問した際に■■■■が消防団に復帰するという話を聞いた。

その時、初めて飲酒運転の話が出て、そちらの方で私は初めて飲酒運転の事実を知ることとなった。

## 2 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容を検討した結果、■■■■が■■■■として在職中に受けた懲戒免職処分、また請求人が指摘する懲戒免職事由に該当ないし匹敵する非違行為の事実と、平成28年5月25日に支給された■■■■の退職報奨金(■■■■)の支出が違法又は不当な支出であるか否かを監査対象とした。

## 3 監査対象課 総務課

## 4 監査対象課の関係職員調査

法第242条第4項の規定に基づき、平成29年6月9日に監査対象課である総務課の職員から本件について調査したところ、概ね次のとおり説明があった。

- (1) ■■■■に対して安八町から、安八町非常勤消防団に係る退職報奨金の支給に関する条例に基づき、平成28年5月25日付で退職報奨金が支払われた。
- (2) 安八町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例第6条(5)「前各号に掲げるもののほか、退職報奨金を支給することが不相当と認められる者」と規定されている。  
本退職報奨金の支払いに関し、平成28年5月6日付で町長決裁をえた。  
上記の条号については、特段、個別の事情がない限り町長の裁量に委ねられていると解している。
- (3) 請求の理由中、平成26年8月3日、岐阜県消防操法大会(神戸町消防団慰労会)の昼食時に飲酒した事実、また飲酒後の自家用車の運転等の事実について、安八町がその事実について確認したのは、■■■■が自身の退職報奨金を受け取った後のことである。  
しかし、この行為自体は特に秘密裡に行われていたわけでもなく、かつその場には安八町消防団員6名と事務局として総務課職員が居合わせた。
- (4) 請求の理由中、平成26年6月27日付で「消防団ラッパ隊の出動実費弁償において用途不明金、不適切な支払い及び文書偽造」という不祥事の管理監督責任

として戒告の懲戒処分を受けており、併せて事の重大性を重く受け止め平成26年度団員報酬の停止を安八町長に命ぜられている。

- (5) 請求の理由中、平成25年1月20日から21日にかけて安八郡消防協会視察研修の際に宿泊先のホテルにて個人的に依頼したマッサージ代(5,700円[平成28年11月24日返金])が消防団本部会計という公金より支出された件については、住民監査請求でいう当該行為(財務会計行為による公金の支出)ではないため請求の理由から削除すべきだと考える。
- (6) 請求の理由中、「                    」の団員の非違行為に対して何も懲戒処分を行わなかったという不平等な差別的な扱いは明らかに任命権者の裁量権の逸脱もしくは濫用であると言わざるえない」との指摘は、地方自治法第242条で規定されている住民監査請求の請求対象ではないと解されるため請求の理由から削除すべきだと考える。
- (7) 公務員の内部告発義務について総務課職員の不履行を請求の理由に挙げているが、刑事訴訟法や地方公務員法によると消防団員も総務課職員同様に公務員の内部告発義務を負っている。

ただし、公務員の犯罪告発義務違反に対する法的制裁手段の有無について、内部告発の当否については公務員の職権による裁量を許さないとまで断じているものは見当たらないのが実情であり、告発を行うべきか否かは犯罪の重大性、犯罪があると思慮することの相当性、今後の行政運営に与える影響等の諸点を総合的かつ慎重に検討して判断されることとなり、これらの理由に基づいて告発しないこととしても直ちに本項に違反するものではない。

- (8) 公務員の内部告発に係る服務違反に対する制裁手段として、国家公務員法も地方公務員法も必ず懲戒すべき事を懲戒権者に要求しているわけではなく、懲戒すべきか否かの選択を懲戒権者の裁量に委ねているにすぎないので、内部告発義務違反があったからといって必ず懲戒処分に付されるというものでもない。

また、その他の原因行為により(懲戒)処分を決定する際も地方公務員法並びに安八町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例施行規則に基づき上記に準ずるものと理解している。

## 5 監査対象課の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、平成29年6月5日に監査対象課である総務課の職員から陳述を聴取したところ、概ね次のとおり説明があった。

- (1) 以後に行われる関係職員の調査において関係書類、決裁等を含めたすべての書類を提示、また事実のみを説明する。

## 第4 監査の結果及び判断

### 1 事実関係の確認

#### (1) 事実関係

総務課から平成28年度安八町消防団員退職報奨金の支払いに際しての決裁文書等を取り寄せ、次の事項を確認した。

- ア 平成28年 4月25日 消防団退職報奨金の支払いについて
- イ 平成27年度歳出予算経理簿
- ウ 安八町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例
- エ 地方公務員法第3条
- オ 刑事訴訟法第239条第2項の解釈について
- カ 平成26年 6月27日 安八町消防団員の懲戒処分について

### 2 判断等

#### (1) 監査における判断基準について

##### ア 違法性又は不当性の判断について

住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による法第242条第1項に規定する公金の支出、財産の取得、管理又は処分、契約の締結又は履行その他の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実について、その監査及び予防、是正等の措置を監査委員に請求する権能を住民に与え、もって地方財政行政の適正な運営を図り、住民全体の利益を確保することを目的とするものである。

そのため、本来、監査委員の監査の対象となるのは、違法又は不当な財務会計上の行為そのものについてである。

本件監査請求における請求の趣旨によれば、請求人は、平成28年5月25日に支給された[ ]の消防団退職報奨金（[ ]）に係る支出の返還を求めているが、その理由は、懲戒処分並びに懲戒免職事由に該当もしくは匹敵する行為があり、かつその背信性が特に重大である場合は安八町に対する退職報奨金請求は権利濫用に当たるとして、既に支払済の退職報奨金の返還請求が認められる余地があると考えられるというものである。

加えて陳述の中で、もともと支払われた退職報奨金は、法律上原因の無い不当利得（民法第703条、第704条）として、不当利得返還請求権が行使されなければならない。

なお、この請求権は10年で消滅すると、民法第167条第1項でも定められて

いる旨を述べている。

このことから、本件請求は、平成28年5月25日の安八町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例に基づき行われた「公金の支出」という財務会計上の行為と、                    が安八町消防団在職中に受けた懲戒処分、また請求人が指摘する懲戒免職事由に該当ないし匹敵する非違行為の事実という財務会計上ではない行為(以下「原因行為」という。)との違法性又は不当性に係る因果関係を問題としているものと解するのが相当である。

このため、原因行為である、                    が安八町消防団在職中に受けた懲戒処分、また請求人が指摘する懲戒免職事由に該当ないし匹敵する非違行為の事実があったにも関わらず、平成28年5月25日に支払われた安八町消防団退職報奨金に係る支出の返還の性質及び、財務会計上の行為に係る違法性、不当事由の内容との関係を総合的に考慮した上で、当該原因行為があったためにこの当該原因行為より以後の「公金の支出」という財務会計上の行為が違法又は不当とされるかを判断するものとする。

#### イ 判断に当たっての関係法令等について

##### (ア) 地方公務員法第3条第1項並びに同法同条第3項第5号

地方公務員法第3条第1項において、地方公務員の職は一般職と特別職とに分ける旨が規定されている。

また、同法同条第3項第5号においては、非常勤の消防団員及び水防団員の職にある者は特別職である旨が規定されている。

##### (イ) 地方公務員法第29条第1項について

地方公務員法第29条第1項において、職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる旨が規定されている。

##### (ウ) 地方公務員法第29条第4項について

地方公務員法第29条第4項において、職員の懲戒の手続き及び効果は、法律に特別な定がある場合を除く外、条例で定めなければならない旨が規定されている。

##### (エ) 安八町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例について

安八町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例第1条において、この条例は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第4項の規定に基づいて、職員の懲戒の手続き及び効果に関し規定することを目的としている旨が規定されている。

##### (オ) 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例について

安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第6条において、団長は団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免

職することができる旨が規定されている。

(カ) 安八町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例

安八町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例第6条において、退職報奨金支給の制限が規定されている。

(2) 監査委員の判断

ア 請求人の主張は、                    は安八町消防団在職中に懲戒処分並びに懲戒免職事由に該当ないし匹敵する行為があったにも関わらず、退団時に安八町より消防団退職報奨金 (                    ) 支払われたため、その返還を求めているものである。

請求人の主張に対する監査委員の判断は次のとおりである。

(ア) 平成26年6月27日付「消防団ラッパ隊の出動実費弁償において使途不明金、不適切な支払い及び文書偽造」という不祥事の管理監督責任としての懲戒処分(戒告)を受けており、併せて事の重大性を重く受け止め平成26年度団員報酬停止を安八町長から命ぜられている。

このことから、上記懲戒処分による非常勤の特別職公務員としての人事面における制裁を受けたことになる。

(イ) 安八町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例第6条(5)「前各号に掲げる者のほか、退職報奨金を支給することが不相当を認められる者」と規定されている。

本退職報奨金に支払いに関し、平成28年5月6日付で町長決裁をえた。これについて、上記の条号については、特段の事情がない限り町長の裁量に委ねられている。

(ウ) 平成28年5月25日の安八町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例に基づき行われた「公金の支出」という財務会計上の行為と、「                    」が安八町消防団在職中に受けた懲戒処分、また請求人が指摘する懲戒免職事由に該当ないし匹敵する非違行為の事実があったにも関わらず、平成28年5月25日に支払われた安八町消防団退職報奨金に係る支出の返還を求める」という財務会計上の行為ではないものとの間に因果関係はないと解する。

### 3 結 論

前述のとおり、平成28年5月25日の安八町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例に基づき行われた「公金の支出」という財務会計上の行為と、「                    」が安八町消防団在職中に受けた懲戒処分、また請求人が指摘する懲戒免職事由に該当ないし匹敵する非違行為の事実があったにも関わらず、平成28年5月25日に支払われた安八町消防団退職報奨金に係る支出の返還を求める」という財務

会計上の行為ではないものとの間に因果関係はなく、本件に係る支出が違法又は不当であると判断することはできない。

よって、町が損害を被ったとは認められず、請求人の主張は理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。